

○総務省令第十九号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、日本郵政株式会社法施行規則及び日本郵便株式会社法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十七日

総務大臣 松本 剛明

日本郵政株式会社法施行規則及び日本郵便株式会社法施行規則の一部を改正する省令

（日本郵政株式会社法施行規則の一部改正）

第一条 日本郵政株式会社法施行規則（平成十八年総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(財務諸表)</p> <p>第十一条 法第十二条に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類については、会社が作成した場合に限る。</p> <p>「一〇四 略」</p> <p>「削る」</p> <p>五 略</p> <p>「削る」</p> <p>六 略</p> <p>2 会社は、法第十二条の規定による提出をしようとするときは、毎事業年度終了後（前項第五号に掲げる書類にあつては中間連結会計期間終了後、同項第六号に掲げる書類にあつては中間会計期間終了後）三月以内に総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>3 法第十二条に規定する貸借対照表及び損益計算書並びに第一号から第三号まで及び第六号に掲げる書類（第二号及び第六号に掲げる書類については、作成した場合に限る。）は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の規定により、同項第四号及び第五号に掲げる書類（第五号に掲げる書類については、作成した場合に限る。）は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の規定により、それぞれ作成しなければならない。</p> <p>「4 略」</p>	<p>(財務諸表)</p> <p>第十一条 法第十二条に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、第二号及び第五号から第八号までに掲げる書類については、会社が作成した場合に限る。</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>五 四半期連結財務諸表（四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書をいう。）</p> <p>六 同上</p> <p>七 四半期財務諸表（四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書をいう。）</p> <p>八 同上</p> <p>2 会社は、法第十二条の規定による提出をしようとするときは、毎事業年度終了後（前項第五号に掲げる書類にあつては四半期連結会計期間終了後、同項第六号に掲げる書類にあつては中間連結会計期間終了後、同項第七号に掲げる書類にあつては四半期会計期間終了後、同項第八号に掲げる書類にあつては中間会計期間終了後）三月以内に総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>3 法第十二条に規定する貸借対照表及び損益計算書並びに第一号から第三号までに掲げる書類（第二号に掲げる書類については、作成した場合に限る。）は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の規定により、同項第四号に掲げる書類は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の規定により、それぞれ作成しなければならない。</p> <p>「4 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

（日本郵便株式会社法施行規則の一部改正）

第二条 日本郵便株式会社法施行規則（平成十九年総務省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(財務諸表)</p> <p>第十五条 法第十三条に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類については、会社が作成した場合に限る。</p> <p>〔一〕四 略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>五〕 〔略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>六〕 〔略〕</p> <p>2 会社は、法第十三条の規定による提出をしようとするときは、毎事業年度終了後（前項第五号に掲げる書類にあつては中間連結会計期間終了後、同項第六号に掲げる書類にあつては中間会計期間終了後）三月以内に総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>3 法第十三条に規定する貸借対照表及び損益計算書並びに第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる書類（第二号及び第六号に掲げる書類については、作成した場合に限る。）は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の規定により、同項第四号及び第五号に掲げる書類（第五号に掲げる書類については、作成した場合に限る。）は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の規定により、それぞれ作成しなければならない。</p> <p>〔4 略〕</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>(財務諸表)</p> <p>第十五条 法第十三条に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、第二号及び第五号から第八号までに掲げる書類については、会社が作成した場合に限る。</p> <p>〔一〕四 同上〕</p> <p>五〕 四半期連結財務諸表（四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書をいう。）</p> <p>六〕 同上〕</p> <p>七〕 四半期財務諸表（四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書をいう。）</p> <p>八〕 同上〕</p> <p>2 会社は、法第十三条の規定による提出をしようとするときは、毎事業年度終了後（前項第五号に掲げる書類にあつては四半期連結会計期間終了後、同項第六号に掲げる書類にあつては中間連結会計期間終了後、同項第七号に掲げる書類にあつては四半期会計期間終了後、同項第八号に掲げる書類にあつては中間会計期間終了後）三月以内に総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>3 法第十三条に規定する貸借対照表及び損益計算書並びに第一項第一号から第三号までに掲げる書類（第二号に掲げる書類については、作成した場合に限る。）は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の規定により、同項第四号に掲げる書類は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の規定により、それぞれ作成しなければならない。</p> <p>〔4 同上〕</p>

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。